文化講演会／宇城第3回講演会

各界の一流の人を講師に招き、講演会を開催します。

日時 4月16日㊐ 開演13時30分
場所 ウイングまつばせ
講師 JT生命誌研究館 中村桂子 名誉館長
演題 『生きている実感のある社会を地域から ―生命誌で考える―』
入場料 1000円（会員は無料）
問 緒方 ☎090-9477-3236
高濱 ☎090-7457-5751

キッズ英会話 中学生新コースを開設

講座日 毎週㊎（月4回）
対象 中学1～3年生
時間 19時～20時
受講料 2000円／月
問 ウイングまつばせ ☎(32)5555

くらし

クリーンセンターへのごみ搬入 搬入証が必要です

家庭ごみを宇城クリーンセンターへ自己搬入するときに必要な搬入証は、3月に配布した「宇城市総合カレンダー」の裏表紙に掲載しています。

※搬入証が無い場合は、手続きが必要です。

受付窓口 衛生環境課、各支所総合窓口課
問 衛生環境課 ☎(32)1598

◀このカレンダーの裏表紙に搬入証があります

肥後銀行移動店舗車「ハモニカー」が巡回

銀行窓口機能とATMを備えた移動店舗車が、三角・不知火地区を中心に巡回しています。

営業時間 10時～14時

4月の運行スケジュール

運行日	運行先
毎週㊋	肥後銀行旧松合代理店跡地
毎週㊌	戸馳地区生涯学習センター（旧戸馳小）
20日㊍	大岳市民館 10時～11時30分 豊洋園 12時～14時

※天候などの影響で運行日時を変更・休止する場合があります。

肥後銀行HP

問 肥後銀行 営業統括部 ☎096(326)8607

3 すべての人に健康と福祉を

国民健康保険・後期高齢者医療保険 人間ドックの費用を助成します

受付期間 4月7日㊎～5月31日㊌
申込場所 医療保険課、各支所総合窓口課
※電話での申し込みはできません。
持参物 各保険の保険証

国民健康保険

対象 市の国保に加入し、次の全てに当てはまる人
- 昭和24年4月2日～平成5年4月1日生まれ
- 国民健康保険税の滞納がない世帯の人
- 前年度に国保人間ドックの助成を受けていない（昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれの人を除く）
- 前年度の集団健診・個別健診・診療情報提供事業など市特定健診を受診した（前年度に別保険や自費で人間ドックを受けた人は健診結果通知書などの提示で助成が可能な場合あり）

★本年度の市特定健診を受診する人は、国保人間ドックを受診できません。

助成額 検査費用（オプション検査除く）の7割
※日帰りは25,000円、
2日間の場合は35,000円が上限

後期高齢者医療保険

対象 次の全てに当てはまる人
- 後期高齢者医療の被保険者（受診日現在）
- 市に住民登録がある
- 後期高齢者医療保険料に未納がない

★本年度に他の健診（集団・個別健診など）を受診する人は、後期高齢者人間ドックを受診できません。

助成額 上限 15,000円
定員 50人

問 医療保険課 ☎32－1417

助成・支援

地震対策を支援します

次の補助を希望する場合は、工事などの契約前に、必ず電話や窓口で相談してください。

11 住み続けられるまちづくりを

1 自宅の耐震化

事業名	補助率	補助額上限
耐震診断	2/3以内	6万8千円
耐震改修設計	2/3以内	20万円
耐震改修工事	50%以内	60万円
建て替え工事	23%以内	60万円
耐震改修設計＋耐震改修工事または建て替え工事	80%以内	100万円
耐震シェルター工事	50%以内	20万円

※事業ごとに条件があります。

対象 市税を滞納していない人が所有し、次の全てに該当するブロック塀など
- 通学路や避難路に面するもの
- ブロック塀などの高さが60㌢以上のもの
- ブロック塀などの高さが面する道路面から80㌢以上のもの
- 市が点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

補助率 対象経費の3分の2以内
補助限度額
- **撤去費用** 20万円または撤去するブロック塀などの長さ1㍍当たりに1万2000円を乗じた額のいずれか低い額
- **建て替え費用** 10万円または撤去するブロック塀などの長さ1㍍当たりに1万5000円を乗じた額のいずれか低い額

1・2 共通事項

受付時間 9時～12時、13時～16時
受付場所 都市整備課
受付期限 9月29日㊎

1 耐震化 市HP

2 危険ブロック塀 市HP

問 都市整備課 ☎(32)1694

ピロリ菌感染検査の費用を助成します

対象 市在住で検査日当日に15歳以上の人
※すでにピロリ菌検査を受けたことがある人、胃や十二指腸などの消化器疾患が疑われる人などは対象外。

3 すべての人に健康と福祉を

2 危険ブロック塀などの撤去

必要書類 補助申請書、費用の見積書など

対象 市税を滞納していない人が所有し、次の全てに該当する住宅
- 戸建て木造住宅
- 住宅の所有者が現に住んでいる
- 在来軸組構法、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）または伝統的構法で建築されている
- 地上階数が3以下
- 昭和56年5月31日以前に着工した、または熊本地震で被災したことが確認できる

高齢者の在宅介護用品購入費用を助成

対象 次の要件全てを満たす要介護者を在宅で介護する家族など（介護者が市在住でない場合は要介護者）
- 市に住民登録がある
- 要介護者本人が市民税非課税で介護保険料を滞納していない
- 対象品目を常時使用している
- 次の①か②いずれかに該当
①要介護4以上
②要介護3で認定調査票の「排尿」または「排便」の項目で「介助」または「見守り等」に該当

対象品目 紙おむつ、尿取りパッド
助成内容 月2500円分の高齢者在宅介護用品購入助成券。市が指定した店舗で使用可能。
申請場所 高齢介護課、各支所総合窓口課
問 高齢介護課 ☎(32)1406

検査方法 血液または尿検査
実施期限 令和6年3月31日㊐
自己負担額 1000円
申込方法 電話
※申請書や資料を送付します。
問 市保健福祉センター ☎(32)7100

★新型コロナウイルスの影響で、お知らせした内容が変更・中止になる場合があります。